

審 査 基 準

平成 3 1 年 3 月 1 5 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 2 3 条 第 4 項
処 分 の 概 要 : 合格証明書の交付
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第 3 条第 1 号から第 7 号まで、第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 4 項、第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 7 項 (合格証明書の交付の要件) 警備員等の検定等に関する規則第 1 4 条 (合格証明書の交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3 0 日
申 請 先 : 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :